広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県規則第十八号

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

広島県立職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

機械システム科	一年	若干名	若干名
ビルメンテナンス科	六月	四〇人	四〇人
医療介護事務科	六月	四〇人	四〇人
介護サービス科	六月	四〇人	四〇人

」を

「

機械システム科	一年	若干名	若干名
介護サービス科	六月	四〇人	四〇人
ＣＡＤワーク科	六月	四〇人	四〇人

」に、

「

建築科	一年	若干名	若干名
住宅設備メンテナンス科	六月	四〇人	四〇人

」を

「

建築科	一年	若干名	若干名

」に改め、同表広島県立三次高等技術専門校の部普通の款溶接加工科の項中「二〇人」を「一〇人」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。